省　令

○総務省令第七十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年七月十三日

総務大臣　山本　早苗

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

6　設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局及び同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局についての第三条第一項及び第四条第一項の規定の適用については、当分の間、第三条第一項第五号中「水域」とあるのは「区域」と、第四条第一項第十二号中「（船上通信局を除く。）」とあるのは「（船上通信局を除く。）」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第七十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年七月十三日

総務大臣　山本　早苗

無線局免許手続規則の一部を改正する省令

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二号第1注17(3)を次のように改める。

(3)　受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合

放送事項を次のように記載すること。

（記載例）　(何)県においてテレビジョン放送を行っている放送事業者の放送番組

（記載例）　(何)県において中波放送を行っている放送事業者の放送番組

別表第二号の二第1注6(1)中「54MHzを超え」を削り、同第1注18(4)に次のただし書を加える。

ただし、当該無線設備が適合表示無線設備である場合は記載を要しない。

別表第二号の二第1注18中(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4)　超短波放送（デジタル放送を除く。）を行う地上基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものに限る。）の場合は、設備規則別図第2号において当該無線設備に適用される搬送波の周波数からの差の絶対値が200kHz以上300kHz未満の任意の周波数及び300kHzとなる周波数における平均電力Pからの減衰量の値を記載すること。ただし、当該無線設備が適合表示無線設備である場合は記載を要しない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第二百八十五号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十三条の規定に基づき、平成二年郵政省告示第二百四十号（無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月十三日

総務大臣　山本　早苗

第一項第一号を次のように改める。

1　地上基幹放送局（他の地上基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行うものであって、次に掲げるものに限る。）

㈠　超短波放送（デジタル放送を除く。）を行うものであって、空中線電力〇・二五ワット以下のもの

㈡　テレビジョン放送を行うもの（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。）であって、空中線電力〇・〇五ワット以下のもの

○総務省告示第二百八十六号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号第1及び別表第二号の三第1の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八百六十号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月十三日

総務大臣　山本　早苗

別表第一号の2の表中

超短波放送（デジタル放送）	

を

超短波放送（デジタル放送）	
超短波放送（受信障害対策中継放送）	

に改める。

ＤＦＭ	
ＳＦＭ	

○総務省告示第二百九十二号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国カリフォルニア州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十八年七月十三日

法務大臣　岩城　光英

氏　　名　陳　秀美

生年月日　千九百八十四年四月六日

○法務省告示第三百九十三号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十八年七月十三日

法務大臣　岩城　光英

氏　　名　坂本　力也

生年月日　千九百六十八年三月二十六日

○法務省告示第三百九十四号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十八年七月十三日

法務大臣　岩城　光英

氏　　名　アナ・ルーシー・ハーメリン

生年月日　千九百七十六年七月二十二日

○法務省告示第三百九十五号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十八年七月十三日

法務大臣　岩城　光英

氏　　名　マーク・エドワード・チューダー

生年月日　千九百七十三年一月三日

○法務省告示第三百九十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月五日法務省告示第三百九十三号の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月十三日

法務大臣　岩城　光英

第二号の表に次のように加える。

ＳＫモールド株式会社	岐阜県揖斐郡池田町粕ケ原二百七十六	金属プレス加工